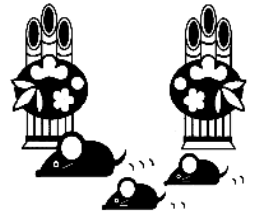


仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

謹賀新年
本年もどうぞ
宜しくお願い
申し上げます



今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

1 / 6(月) 大安	小寒、官庁御用始め、10月決算法人の確定申告ほか
7(火) 赤口	七草、ラグビー全国高校大会決勝
8(水) 先勝	
9(木) 友引	
10(金) 先負	源泉所得税の納付期限(納期の特例適用者は20日)
11(土) 仏滅	鏡開き、台湾総統選挙、ラグビー全国大学選手権決勝
12(日) 大安	大相撲初場所初日

年未の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
12/23(月)	23,821 △ 4	109.39 ▼0.03
24(火)	23,831 △ 10	109.39 ± 0
25(水)	23,783 ▼ 48	109.32 △0.07
26(木)	23,925 △142	109.55 ▼0.23
27(金)	23,838 ▼ 87	109.50 △0.05
30(月)	23,657 ▼181	109.14 △0.36

令和2年1月から適用される主な税制

◎基礎控除の見直し……全ての納税者に適用される基礎控除額が10万円引上げられ48万円になります。ただし、所得金額が2400万円超の場合に控除額が逡減し、2500万円超の場合は適用できません。

◎給与所得控除の見直し……控除額を一律10万円引下げます。また、給与収入850万円超の場合に控除の上限額が適用され、その上限額を195万円に引下げます(22歳以下の扶養親族を有する場合などは軽減措置あり)。なお、給与収入850万円以下の場合、基礎控除引上げにより税負担は変わりません。

◎公的年金等控除の見直し……控除額を一律10万円引下げ、公的年金等収入が1千万円超の場合の控除額に195万5千円の上限を設けます。また、公的年金等収入以外の所得金額が1千万円超の場合は控除額を引下げます。

◎扶養親族等の合計所得要件の見直し……上記に伴い、配偶者控除の対象となる配偶者や、扶養控除の対象となる扶養親族の所得金額は48万円以下(給与所得控除引下げにより給与収入103万円以下は変更なし)に、配偶者特別控除の対象となる配偶者の所得金額は48万円超133万円以下に引上げます。

◎青色申告特別控除額(65万円)の見直し……青色申告の個人事業主が要件を満たす場合に適用できる青色申告特別控除額を55万円に引下げます。ただし、①e-taxによる申告、又は②電子帳簿保存のいずれかを行った場合は、65万円の控除が受けられます。

◎投資信託等の二重課税調整措置……外国資産(株式等)への投資による利益をもとに分配金が支払われている投資信託等について、外国と国内での二重課税を解消するための調整措置が適用されます。

■この記事の詳細は、情報BOX201501

給与所得者の確定申告(還付申告)について

令和元年分の所得税の確定申告は、本年2月17日～3月16日までとなります。

大部分の給与所得者は確定申告をする必要はありませんが、給与収入が2千万円超の方や、給与以外の所得(退職所得を除く)が20万円超の方などは確定申告をしなければいけません。

また、確定申告が必要ない方でも、医療費が10万円(所得200万円未満の方は、その5%)を超える場合の医療費控除や、災害等で住宅や家財に損害を受けた場合の雑損控除などを適用するためには、還付を受けるための申告(還付申告)が必要となります。この還付申告は、確定申告期間に関係なく1月から行うことができます。

1月は税務事務が集中・お早目のご準備を

★法定調書……源泉徴収票や報酬、料金、契約金、賞金などの支払調書と合計表を税務署に提出。

★給与支払報告書……給与支払額に関わらず各人(昨年の途中で退職した人も含む)の本年1月1日現在の住所地を管轄する市町村等に複写分と併せて2通とも提出。

★償却資産申告書……本年1月1日現在所有する土地及び家屋以外の機械・備品などの償却資産について、市町村等の固定資産税課に提出。

◎提出期限は全て1月31日(金)です。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和2年1月から適用される主な税制

◆基礎控除の見直し

控除額を10万円上げるとともに、合計所得金額が2,400万円を超える場合は、所得金額に応じて控除額が逡減し、2,500万円を超える場合は基礎控除の適用はできないこととします。

合計所得金額	控除額	
	改正前	改正後
2,400万円以下	38万円 (所得制限なし)	48万円
2,400万円超2,450万円以下		32万円
2,450万円超2,500万円以下		16万円
2,500万円超		適用なし

◆給与所得控除の見直し

控除額を一律10万円引下げるとともに、給与等の収入金額が850万円を超える場合の控除額は、195万円を上限額とします。

※その年の給与収入が850万円を超える居住者で、特別障害者に該当する者や23歳未満の扶養親族を有する者、特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する者は、給与収入(1千万円超の場合は1千万円)から850万円を控除した金額の10%を給与所得から控除します。

給与等の収入金額	控除額	
	改正前	改正後
162.5万円以下	65万円	55万円
162.5万円超180万円以下	収入金額×40%	収入金額×40%－10万円
180万円超360万円以下	収入金額×30%+18万円	収入金額×30%+8万円
360万円超660万円以下	収入金額×20%+54万円	収入金額×20%+44万円
660万円超850万円以下	収入金額×10%+120万円	収入金額×10%+110万円
850万円超1,000万円以下		195万円
1,000万円超	220万円	

◆公的年金等控除の見直し

控除額を一律10万円引下げるとともに、公的年金等の収入金額が1千万円を超える場合の控除額に195万5千円の上限を設けます。

また、公的年金等以外の所得金額が1千万円超2千万円以下である場合の控除額を上記の見直し後の控除額から一律10万円、2千万円超の場合は一律20万円、それぞれ引下げます。

◆扶養親族等の合計所得金額要件等の見直し

上記の改正に伴い、各種所得控除における扶養親族等の合計所得金額要件等を見直し、①同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額を48万円以下(改正前38万円以下)、②源泉控除対象配偶者の合計所得金額を95万円以下(同85万円以下)、③配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を48万円超133万円以下(同38万円超123万円以下)、④勤労学生の合計所得金額を75万円以下(同65万円以下)に上げます。また、⑤家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する最低保障額を55万円(同65万円)に下げます。

◆青色申告特別控除(65万円)の見直し

令和2年分以後から不動産所得又は事業所得に係る取引を正規の簿記の原則により記帳しているなど要件を満たす場合に適用できる65万円の青色申告特別控除額が55万円に下げられます。

ただし、①e-taxによる電子申告、又は②電子帳簿保存(一定要件の下、帳簿書類を電子データで保存できる制度)のいずれかを行った場合は、引き続き65万円の控除が受けられます。

※は原則、帳簿の備付けを開始する日の3ヵ月前(個人は前年9月30日)までに申請書を税務署に提出する必要がありますが、令和2年分に限り、令和2年9月29日までに申請書を提出し、同年末までに仕訳帳及び総勘定元帳の電磁的記録による備付け等を行えば、要件を満たします。

◆投資信託等の二重課税調整措置

金融機関に開設している口座で保有する公募投資信託等で、外国資産(株式や不動産等)への投資による利益をもとに分配金が支払われている場合、その分配原資となる配当等は投資先の税制に基づき外国所得税額が徴収されており、投資信託等から支払われる分配金についても所得税等が課税される二重課税状態を解消するため、源泉徴収される所得税額から一定の外国所得税額を控除する調整措置が、令和2年1月1日以後に支払われる投資信託等の分配金に自動的に適用されます。